

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 5 月27日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊藤 彬

北上地区消防組合条例第 5 号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 5 [略]	附 則 5 [略] 6 <u>平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第23条第 2 項及び第 3 項並びに第24条第 2 項の規定の適用については、第23条第 2 項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第 3 項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第24条第 2 項第 1 号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第 2 号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。